

富士河口湖町いじめ問題対策協議会等要綱

平成 26 年 7 月 1 日
告 示 第 33 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 富士河口湖町いじめ問題対策協議会（第 2 条―第 9 条）
- 第 3 章 富士河口湖町いじめ問題解決委員会（第 10 条―第 17 条）
- 第 4 章 富士河口湖町いじめ調査委員会（第 18 条―第 21 条）
- 第 5 章 富士河口湖町いじめ問題再調査委員会（第 22 条―第 29 条）
- 第 6 章 雑則（第 30 条）

第 1 章 総則

第 1 条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、富士河口湖町が策定した「富士河口湖町いじめ防止基本方針」（以下「町いじめ防止基本方針」という。）を効果的に推進するために富士河口湖町が設置する富士河口湖町いじめ問題対策協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 富士河口湖町いじめ問題対策協議会

第 2 条 町は、町いじめ防止基本方針の「Ⅱ いじめ防止に向けた取り組み 1 組織設置」に基づき、富士河口湖町いじめ問題対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

第 3 条 対策協議会は、教育委員会、学校、関係機関・団体等との連携体制を構築するため、いじめ防止等の対策について意見交換するとともに、効果的な連携の在り方について協議する。

第 4 条 対策協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の掲げる機関等を代表する者及びその他富士河口湖町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 富士河口湖町立学校
- (2) 教育委員会（学校教育課、生涯学習課、教育センター）
- (3) PTA 連合会
- (4) 富士・東部教育事務所指導主事
- (5) 都留児童相談所
- (6) 富士吉田警察署
- (7) 健康科学大学
- (8) 民生児童委員協議会
- (9) 人権擁護員
- (10) スクールソーシャルワーカー
- (11) 町長部局関係課（総務課、政策財政課、福祉推進課、健康増進課等）

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。

2 委員は、再任することができる。

第 6 条 対策協議会に会長を置く。

2 会長は、教育長が務め、対策協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職を代理する。

第7条 対策協議会の会議は、会長が招集する。

2 対策協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第8条 会長は、対策協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

第9条 対策協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 富士河口湖町いじめ問題解決委員会

第10条 町は、町いじめ防止基本方針の「Ⅱ いじめ防止に向けた取り組み 1 組織設置」に基づき、富士河口湖町いじめ問題解決委員会（以下「解決委員会」という。）を設置する。

第11条 教育委員会は、法第23条第2項の規定により学校より報告を受けた時は、解決委員会を開催し、法第24条の規定により、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

第12条 解決委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関の職員及びその他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育課

(2) 教育センター

(3) 生涯学習課

(4) 富士東部教育事務所指導主事

(5) スクールソーシャルワーカー

(6) 町長部局関係課（総務課、政策財政課、福祉推進課、健康増進課等）

第13条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任することができる。

第14条 解決委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学校教育課長が務め、解決委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職を代理する。

第15条 解決委員会の会議は、委員長が招集する。

2 解決委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第16条 委員長は、解決委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

第17条 解決委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第4章 富士河口湖町いじめ調査委員会

第18条 法第28条の規定に基づき、町は、富士河口湖町いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

第19条 調査委員会は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

第 20 条 調査委員会は、解決委員会及び学校内設置のいじめ対策委員会の委員をもって組織する。

第 21 条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第 5 章 富士河口湖町いじめ問題再調査委員会

第 22 条 法第 30 条第 2 項の規定に基づき、町は、富士河口湖町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

第 23 条 再調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第 28 条第 1 項の規定による調査結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

第 24 条 再調査委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、公平かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、教育、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

第 25 条 委員の任期は、委嘱の日から諮問内容についての調査審議が完了した日までとする。

第 26 条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、再調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代理する。

第 27 条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 再調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第 28 条 委員長は、再調査委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

第 29 条 再調査委員会の庶務は、政策財政課において処理する。

第 6 章 雑則

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会、解決委員会、調査委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ対策協議会、解決委員会、調査委員会又は再調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布から施行する。